

件名	愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例の一部を改正する条例																													
主管課	産業創出課																													
根拠法令等																														
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正の趣旨</p> <p>窯業技術センターに設置してある試験研究機器（電気炉）の更新により、使用料の額を改定する必要があることに伴う改正</p> <p>2 改正の内容</p> <p>条例別表を次のように改正する。</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">使用料</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">改正前</th> <th colspan="3">改正後</th> </tr> <tr> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> <th>種別</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">窯業関係</td> <td>焼成がま</td> <td rowspan="2">1回</td> <td>7,660</td> <td>焼成がま</td> <td rowspan="2">1回</td> <td>7,350</td> </tr> <tr> <td>及び炉</td> <td></td> <td>及び炉</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>愛媛県産業技術研究所の使用料及び手数料条例（抄） （使用料及び手数料の額）</p> <p>第3条 使用料及び手数料の額は、別表に掲げる額の範囲内で知事が定める額とする。ただし、特別の経費を必要とするものは、その実費を基準として知事が定める額とする。</p>							区分	改正前			改正後			種別	単位	金額	種別	単位	金額	窯業関係	焼成がま	1回	7,660	焼成がま	1回	7,350	及び炉		及び炉	
区分	改正前			改正後																										
	種別	単位	金額	種別	単位	金額																								
窯業関係	焼成がま	1回	7,660	焼成がま	1回	7,350																								
	及び炉			及び炉																										
施行日	平成22年4月1日																													
【その他参考事項】																														